

『外航貨物海上保険約款詳説』（13874）正誤表

2022年11月（有斐閣）

本書付録のうち（11）Marine Insurance Act 1906（1906年英国海上保険法）（307頁以下）の訳に誤りがありました（下線部）。お詫びして訂正いたします。

第9条 再保険

（1）海上保険契約の被保険者は、自己の危険について被保険利益を有し、これについて再保険を付けることができる。

→ 正：保険者

第15条 利益の譲渡

被保険者が保険の目的物について有する自己の利益を譲渡し、またはその他の方法でこれを手放す場合には、保険契約上の被保険者の権利を譲渡人に移転する旨の明示または黙示の合意が譲渡人との間にない限り、これによって、被保険者は保険契約上の権利を譲渡人に譲渡するものではない。

ただし、本条の諸規定は法律の効果による利益の移転に影響を及ぼすものではない。

→ 正：譲受人

第31条 追って協定される保険料

（2）一定の自由が生じたときには割増保険料が追って協定されるものとするという条件で保険契約が締結された場合において、その事由が生じても割増保険料の協定がなされなかったときは、妥当な割増保険料が支払われるべきものとする。

→ 正：事由

第50条 保険証券の譲渡の時期および方法

（2）海上保険証券が保険証券上の権利を移転する目的で譲渡された場合には、保険証券の譲渡人は、自己の名において保険証券に基づいて訴えを提起することができる。被告は、その訴えが自ら保険契約を締結した者または自己のために保険契約が締結された者の名において提起されたとするならば被告が援用することができたはずの、契約上の一切の抗弁をすることができる。

→ 正：譲受人

第61条 推定全損の効果

推定全損がある場合には、被保険者は、その損害を分損として処理することもできるし、

保険の目的物を被保険者に委付してその損害を現実全損の場合に準じて処理することもできる。

→ 正：保険者

第76条 単独海損不担保の条件第

(2) 保険の目的物が、全部または一定歩合未満の単独海損を担保したいという条件で保険に付けられる場合には、保険者は、救助料並びに保険に付けられた損害を避けるために損害防止約款の規定に基づいて正当に支出された特別費用およびその他の費用について責めを負う。

→ 正：担保しない

(3) 保険証券に別段の定めがない限り、保険の目的物が、所定の歩合未満の単独海損を担保しないという条件で保険に付けられる場合には、所定の歩合を満たすために、共同海損損害を単独海損損害に加算することはできない。

→ 正：損害

第79条 代位権

(2) 前諸規定に従うこととして、保険者が分損に対し保険金を支払った場合には、保険者は、保険の目的物またはその残存する部分に対していかなる権限も取得しない。ただし、保険者は、損害に対する支払によって、この法律に従って被保険者が損害てん補を受けた限度において、損害を引起した災害の時から、保険の目的物自体についておよび保険の目的物に関して被保険者の有する一切の権利および救済手段に代位する。

→ 正：権原

以上